

機械を譲渡または貸与する事業者の皆さまへ

「機械に関する危険情報の通知」が 努力義務になりました

「改正労働安全衛生規則第24条の13」 および指針の概要

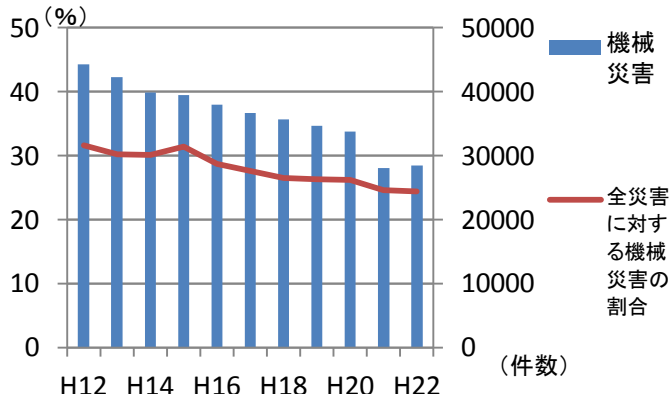
機械による労働災害は、全労働災害の約1/4を占め、死亡災害や障害の残る災害も多数発生しています。このたび厚生労働省では、機械による労働災害の防止策を強化するため、**機械を譲渡または貸与する者に対し、「機械に関する危険性等をその機械の譲渡または貸与を受ける相手方事業者に通知すること」を努力義務化**するとともに（改正労働安全衛生規則第24条の13。以下「改正安衛則」という）、その通知を促進するための指針（機械譲渡者等が行う機械に関する危険性等の通知の促進に関する指針）を公表しました。

改正安衛則と指針は、平成24年4月1日から施行・適用されます。事業者の皆さまには、これらにより、適切な通知に努めるようお願いします。

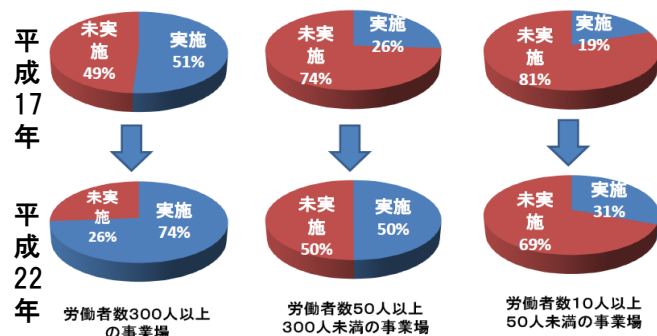
機械災害の防止のため、「残留リスク情報」の提供を

機械災害の防止には、機械の使用者によるリスクアセスメントが欠かせませんが、機械の使用者がその機械に関する危険情報（残留リスク情報〔2頁参照〕）をあらかじめ入手していないと、適切かつ有効なリスクアセスメントを実施することは困難です。機械ユーザーは、残留リスク情報の提供を求めています！

- ・全労働災害における約1/4が機械災害
- ・死亡災害や身体に障害が残る災害も多い



- ・この5年でリスクアセスメント実施率は増加
- ・中小規模事業場における実施率は低迷



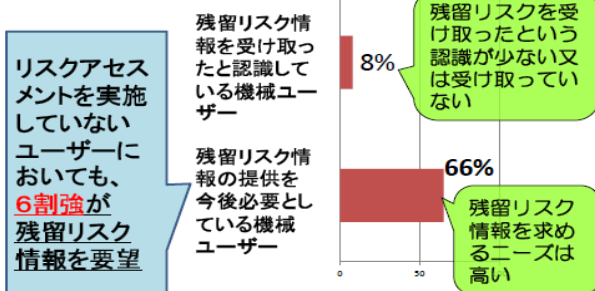
資料出所：厚生労働省労働安全衛生基本調査（H23.9.1）

機械危険情報の提供・入手状況

情報の提供側（メーカー）

1. 機械本体に警告ラベル等を貼付	93.2%
2. 取扱説明書に記載	88.3%
3. 試運転や引き渡し時に説明	66.3%
4. 随時要求があれば説明	33.0%
5. 残留リスク情報リスト等の文書	12.9%
6. その他の方法	4.2%
7. 情報の提供は行っていない	0.4%

情報の入手側（ユーザー）



資料出所：「機械包括安全指針に基づく機械設備に係る表示制度および「使用上の情報」の提供を促進するための制度の検討に関する報告書」（平成21年度中央労働災害防止協会）

残留リスク情報の提供促進！

- リスクアセスメントの適切かつ有効な実施
- 中小規模事業場でのリスクアセスメント実施率向上



「機械の包括的な安全基準に関する指針」による 機械の残留リスク情報等の提供の流れ

「機械の包括的な安全基準に関する指針」（平成19年7月31日付 基発第0731001号。以下「機械包括安全指針」）は、機械の設計・製造段階および使用段階において、機械の安全化を図るため、全ての機械に適用できる包括的な安全確保の方策を定めたものです。

この指針では、機械を設計・製造・改造または輸入（以下、製造等）する者は、機械が使用されることによる労働災害を防止するため、機械の製造等の段階においてリスクアセスメントを実施し、それに基づく**残留リスク情報等**を機械を労働者に使用させる事業者提供することとしています。

◆残留リスク情報等とは…

- 製造等を行う者による保護方策（※）で除去または低減できなかったリスク
- 機械を労働者に使用させる事業者が実施すべき保護方策（安全防護、付加保護方策、労働者教育、個人用保護具の使用など）の内容 ほか

※保護方策：機械のリスクの低減（危険性・有害性の除去を含む）のための措置をいう。

今回の労働安全衛生規則の改正で、機械の譲渡者または貸与者が使用事業者に残留リスク情報等を提供することが努力義務となりました。

